

## 平成30年度人事院政策評価実施計画

人事院会議決定  
平成30年5月25日

人事院は、平成30年度に評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容について、次のように定める。

# 目次

- 1 多様な有為の人材の確保の推進
  - 人材確保策の検討、充実【人材局】・・・・・・・・・・ 1
- 2 時代の要請に応じた公務員の育成【人材局・研修所】・・・・・・・・ 2
- 3 勤務条件・勤務環境の整備等
  - ① 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現【給与局】・・・・ 3
  - ② 定年の引上げの実現に向けた人事管理諸制度の見直し【給与局】  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - ③ 職業生活と家庭生活の両立支援の推進【職員福祉局】・・・・ 4
- 4 審査請求等に対する適切な対応
  - 公平審査の適正かつ円滑な実施【公平審査局】・・・・・・・・ 5
- 5 人事管理業務のIT化の推進【官房部局】
  - 人事・給与関係情報システムの安定的な運用・・・・・・・・ 6

## 1 多様な有為の人材の確保の推進

### ○ 人材確保策の検討、充実

【人材局】

#### 《政策目標》

多様な有為の人材の確保に資するよう、人材確保策の検討・充実を図る。

#### 《具体的な取組内容》

若年人口の減少や若者の就業意識の変化、民間企業・地方公共団体等における高い採用意欲等を背景に、国家公務員の人材確保は引き続き厳しい状況にある中、より多くの多様な有為の人材が公務を志望するよう、平成30年度については、具体的に次の取組を行う。

- (1) 日々変化する民間企業等における採用選考活動などの学生を取り巻く状況を人材確保策に適切に反映させるため、引き続き、学生へのアンケート調査、各府省へのヒアリング、大学教授等へのヒアリング等の実施を通じて、国家公務員を志望していない優秀な人材を含む学生の就職動向や若年層の就業意識等を把握する。
- (2) 各府省や大学等と連携しながら、効率性を踏まえつつ、昨年の給与勧告等報告で言及した、女性、地方大学・私立大学の学生、専門職大学院生、技術系人材、民間人材等の対象に応じた的確かつ効果的な人材確保策を積極的に展開する。その際、関係機関との連携を拡充しつつ、学生等が国家公務員の仕事内容・実情、面白み、キャリア支援等について具体的なイメージを持てるよう工夫するとともに、ホームページやパンフレットのほか、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター等多様な媒体を相互に連携させながら、それぞれの特性をいかしたより一層訴求力の高い情報発信を行う。

## 2 時代の要請に応じた公務員の育成

【人材局・研修所】

### 《政策目標》

公務員に対する国民の信頼を確保するため、各府省職員に国民全体の奉仕者としての役割を改めて認識させるとともに、複雑・多様化する行政課題に対応することのできる人材の育成に資する研修の計画及び実施に努める。

### 《具体的な取組内容》

人事院の実施する研修において、平成30年度は次の取組を行う。

- (1) 「公務員倫理を考える」の科目において、研修受講者の満足度を測りつつ、学識者の知見も踏まえた改良を行うなど、引き続き科目の充実を図る。また、ハラスメント防止研修などの着実な実施を図る。
- (2) 初任行政研修において、各国駐日大使館に勤務する外交官やASEAN諸国政府職員との意見交換の国際化に対応した科目について、参加する研修員全員が英語に触れる機会を確保しながら着実に実施する。
- (3) 若手行政官に対する研修において、被災地や地方創生に関する実地体験型プログラムの派遣先を拡充する。
- (4) 一定程度の経験を積んだ30代職員を対象に、職務や能力開発への意欲を高めることを目的として、キャリア形成を考えさせる機会を提供するための研修を試行的に実施する。

### 3 勤務条件・勤務環境の整備等

#### ① 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現

【給与局】

##### 《政策目標》

人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条に則って、国会及び内閣に対し、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。

##### 《具体的な取組内容》

「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」を実施し、これらの結果に基づき、精確な官民の給与比較を行う。また、国家公務員給与については、国民の中に様々な意見・批判があるという状況を踏まえ、有識者等からの公務員給与に関する意見を把握する。

これらに基づき、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与について報告を行う。勧告は、給与水準の改定に加えて、国家公務員の給与制度を諸情勢の変化に対応したものに改めるための改正も対象となっており、民間給与及び国家公務員給与の実態調査の結果や、労使の要望等も踏まえ、適切に対処する。勧告を行った場合には、労働基本権制約の代償措置としての役割を適切に果たすため、勧告内容が実現するよう、各方面に説明し、理解を得るよう努める。

#### ② 定年の引上げの実現に向けた人事管理諸制度の見直し【給与局】

##### 《政策目標》

若年労働力人口の減少が続く中で、公務において質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠となっている。

人事院は、雇用と年金の接続の観点から定年の引上げが適当と判断し、平成23年に意見の申出を行っているが、同年以降の諸状況の変化も踏まえ、改めて定年引上げに係る見解を表明すべく、定年の引上げに向けた人事管理諸制度の見直しを行う。

##### 《具体的な取組内容》

平成30年2月16日の政府における論点整理や人事院に対する検討

要請も踏まえつつ、各府省や職員団体の意見も聴取しながら、定年制度、役職定年制度、短時間勤務制度、給与制度等、人事管理諸制度の見直しの具体策の検討を進め、定年を引き上げるための立法措置のための検討結果の取りまとめを行う。

### ③ 職業生活と家庭生活の両立支援の推進

【職員福祉局】

#### 《政策目標》

職員の仕事と家庭生活の適切な両立及び職員の健康保持増進が図られるよう、勤務環境の整備を一層推進する。

#### 《具体的な取組内容》

一人一人の職員が、家庭責任を全うしながら、能力を最大限に発揮してその職務を遂行するためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方の促進など勤務環境の整備を図ることが重要である。両立に向けた勤務環境整備を一層推進するため、平成30年度については、次の取組を行う。

- (1) 長時間労働の是正の重要性がかつてなく高まっていることから、各府省に一層積極的な取組を促すとともに、時間外労働の上限規制に係る民間労働法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら検討を進め、法令等の改正を含め実効性ある措置を講ずる。
- (2) 行政や公務員への信頼を揺るがしかねないセクシュアル・ハラスメントの問題が発生したことを踏まえ、ハラスメント防止に関する制度の周知及び幹部職員をはじめとする各府省職員の意識啓発に一層取り組み、セクシュアル・ハラスメント防止の一層の徹底などハラスメントのない職場づくりを推進する。

#### 4 審査請求等に対する適切な対応

【公平審査局】

##### ○ 公平審査の適正かつ円滑な実施

###### 《政策目標》

各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。

###### 《具体的な取組内容》

公平審査の適切かつ迅速な処理は、職員の利益はもとより、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営の確保のためにも常に求められる。このため、事案の整理、調査範囲の検討等を十分に行った上で、当事者との緊密な連絡・打合せ、当事者による主張・立証のための行為の促進、的確な審理指揮等により迅速かつ計画的な集中審理を行うとともに、請求者の主張が多岐にわたるなど事実認定を慎重に行う必要があるような事案については、両当事者の主張を十分に確認するなど丁寧な審査に努める。平成30年度においては、公平審査を適切かつ迅速に実施し、できるだけ早期に判定を発出するよう努め、結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合を80%以上にする。また、不利益処分審査請求事案について、受付から1年以内に処理した件数の割合を75%以上にする。

###### 《測定指標》

- ・ 全判定件数に占める結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合
- ・ 不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合

## 5 人事管理業務のIT化の推進

【官房部局】

### ○ 人事・給与関係情報システムの安定的な運用

#### 《政策目標》

人事給与業務の簡素化・効率化を図るとともに、システム運用等に係る政府全体の経費の最小限化等を実現するため、人事・給与関係業務情報システム（以下「人事・給与システム」という）により給与支給等を行っている本番稼働府省に対する安定的な運用を確保するとともに、並行稼働府省である参議院の本番稼働を実現する。

#### 《具体的な取組内容》

人事・給与システムの本番稼働府省（28府省等）の安定的な運用の確保及び参議院の本番稼働の実現のため、制度改正に対応したシステム改修等を確実に実施していくとともに、問合わせ対応を含めた各府省等に対する適切な対応を行う。

平成30年度については、次の取組を行う。

- (1) 本番稼働府省の人事・給与関係業務が支障なく実施できるよう、制度関係部局と連携し、人事院勧告をはじめとする制度改正に必要なシステム改修を着実に実施する。
- (2) 利用者講習会の開催や問合せに対する対応等の各府省等に対する適切な対応を実施するとともに、参議院の本番稼働を実現させる。
- (3) システム更改に伴うOS・ミドルウェアの最新化のための改修等を平成31年度中に実施するために必要な措置を講じる。

#### 《測定指標》

- ・制度改正に対応したシステム改修の実施状況
- ・各府省の人事・給与システムの稼働状況